

Title	十八世紀の国家観とその反動
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.2 (1910. 8) ,p.222(92)- 230(100)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100800-0092">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100800-0092</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ることを得ず。新たに海外領土を獲得したる結果は之が經營の任に當る可き敏腕氣鋭の士を要求す而して此要求は既に或點に於て満足せられたり。予は臺灣及び朝鮮に在任する數多の有爲なる日本官吏と會見したり。固より其數非常に多しと云ふに非ざるも現に必要な人員を補任し得たるの事實は今後經營の進捗するに伴ふて要するに至る可き人材を選任するに難からざるの證左なりとなすを得可し。之と同時に現に殖民地に在任する官吏等は殖民地統治上の諸問題に接觸することによりて次第に經驗を積み其結果大に母國政府の殖民地政策に貢獻するに至る可し。左は云へ日本國たるもの今日殖民地の行政上に要する下級官吏を募集するに付きては少なからざる困難を感ず可し。統治す可き地域は廣濶にして帝國としての責務は驚く可き速度を以て其頭上に重疊し來れり。日本は今や全身全意を捧げて困難なる殖民地の事業に従事す可き多數の青年を要す。加かも此要求は將來に於ても決して消滅することなかる可し。茲に此

困難に關連して奇なるは若し此困難にして軍事上の勤務又は危險に關するものなるときは日本人は擧て奮起して之に當るが故に其困難は立ろに消滅す可し。此愛國的精神は國民性の養成指導上頗る注意す可きことに屬す。以上述ぶる所は日本政治家の了得せる所にして予は東洋大帝國の爲政者が結極此殖民問題の解決に成功す可きを疑はざる也

## 十八世紀の國家觀とその反動

村田岩次郎

左の一篇はチーグラー教授「第十九世紀思潮史」中の一節を抄譯せしものなり、前紀初年に於ける獨逸の政治思想の變遷は之を明治年間殊に議會開設前に於ける明治思想の變遷と比較して類似の點甚だ多し若し本篇にして一讀の榮を得ば更に他の稿と續くことある可し

### (一) 個人主義的國家觀

歐羅巴獨立戰役後、人民個人の國家に於ける地位

の變更と相俟つて、國家の職分本性に關する思想觀念も亦改まるに至つた。一七九二年、フムボルトは其の著「國家活動限界論」に於て國家活動の範圍を極めて狭く解し、國家の教化的職分を否認し單に國家内外に對する防衛を以て其の唯一の職分と認めた。即ち彼は積極的には斯う言ふて居る。『内憂外患に對し國家の靜謐安寧を維持保障するは國家の目的とする所にして又是れ國家を煩はさねばならぬ所である』と。又彼は消極的は次の如く斷言して居る。『絶對に必要な法規の自然的自發的結果として避く可からざるの範圍を越えて、直接間接國民の道徳品性に影響する如き措置は、全然之を避けねばならぬ、又此觀念を助長する一切のもの、殊に教育宗教上の施設奢侈法の如きは、全く國家職分の範圍外に屬するものである』と。斯くフムボルトが國家の目的を狹隘なる範圍に限りたるは、一は彼がウエルネル宗教令發布後間もなく伯林高等法院附試補として得たる所の經驗に因るも、其根本に於ては干涉至らざるなき後見的開

明專制の警察國に對する厭惡の情に胚胎せる國家夫れ自體に對する厭惡の情が含まれて居る。又他方に於て彼は新人文的思想の個人主義即ち有識者をして祖國國家を冷遇輕視するに至らしめたる主觀主義の影響をも受けて居つたのである。彼が心力を傾注したるは自己修養であつて従つてデオゲネスの如く國家に冷淡ならざるを得なかつた。文書により意見に徴し、此青年フムボルトを、——勿論青年フムボルト(彼は後年説を變じた)——理論的無政府主義の先驅者の一人と認むるにては、決して誤つては居らぬ。

フイエスコ乃至テルの史劇詩家として國家祖國を一層正しく解し得たるシルラーも理論上に於てはフムボルトと揆を一にせる觀がある。「美的教育」の著者たる彼に取つては現實の國家は己を得ざるの國家であり、又必要なる惡であつた、彼の理想即ち美的外觀を具へ自由の公居を以て成立せる美的國家は必要より云へばすべての紳士の心裡に求め得らるゝのである、併し實際より云へば醇乎た

る教會醇乎たる共和國と同じく僅々二三の少數者の間に於てのみ見出さるゝに過ぎぬ。

其の少數者の間には無意識なる模倣なく、獨り固有の美性が全體を支配し、複雑なる關係裡に大膽なる淡泊と靜かなる無邪氣とが維持せられ、他人の自由を妨害して自我の自由を主張するの要なく己の名譽を棄て、快樂を貪るの要なき社會を云ふのである、此美的國家は紳士を作るにあらずして紳士を基礎とするのである、何となれば其の國家に於ける全體の意思は、唯美的教養を受けたる個人に據りて行はるゝからである。個人間の調和を前提とせざれば社會の調和は求められぬ。従つてシルラーの眼目とする所も亦國家的觀念にあらずして美的個人の養成にあつたのである。

此國家の冷評輕蔑は、帝國既に瓦解し、國家文教の施設なく、又安寧の保障なく、全く無政府の舊獨逸帝國の地盤の上に發生したのである。又普魯西が大中心的人格を失ひ、國家的生活の實を示さざりし其の時代に發生したのである。この時に方

て佛蘭西革命の狂瀾怒濤は澎湃として寄せ來つて之を破壊した、破壊して而して何物をも建設しなかつたのである。佛蘭西自身も久しく無政府の狀態に在つた。かくて拿破崙によつて外觀に於て雄大なる、然も内部に於ては依然專制的なる新佛蘭西が建設された。一方に於て普魯西は一の偉大な天才なくして、民主的新普魯西を樹立したのであつた。

猶一事の附言す可き事がある、革命と拿破崙時代とは獨逸に於ても特權者のすべての特權を奪ひ去つたのではない然し彼等の舊地位は全く取り去られた、特權者は舊獨逸帝國及び其の政府の維持者であつたが、中等階級(市民階級)は新獨逸の經營者であり又經營者となつた。然し乍ら此市民階級は知見狹隘なる市井に限られ、未だに十八世紀の啓蒙思想を脱せず、今や全然陳腐となれる其の思想に戀着するの徒輩であつた。是れ彼等の國家に對する關係其の國家思想の中に自から説明さるゝ所である。

(二) 契約説

この獨逸市民階級の、守舊的退嬰的性質に適應する一の國家説があつた、夫れは啓蒙主義に起源し従つて時代後れな、又非歴史のものであつたが又市民階級の新地位と其要求とに適合する自由の性質を有するものであつた。此説は佛蘭西革命の思想並にルッソーの甚だ深遠ではないが、併し至大の影響を思想界に及ぼした著書民約論と先づ第一に關係を有して居つた。此國家説を支配した二箇の思想中、一は文藝復興の唯理主義に淵源せしもの、即理性法又は自然法説である、此の理性の法又は自然の法は、久問理性の所産にして、絶對無限に行はれ、すべてを一様に拘束し、成法を超越し、之が標準となり基礎となり、又國際的であり且つ歴史より獨立し、批判的であり且つ現狀に對しては革命的である。

此國家説の他の基礎は中世紀末に現はれ近世哲學の建設的精神に適合し、又従つて自然法の思想と不可離的關係を有つた所の契約説である。此の説

に従へば、國家は實際契約の上に築かれ、或は少なくとも斯の如きもの、上に立つものと推定さるゝのである。故に國家存續の基礎は勿論默諾のこともあるが之を組織する個人の多數の意思の合致にある。而して之が人民主權の原則と如何に相關聯せるやは一目瞭然である。即ち人民主權の原則は又此全體の觀念の第三の要素であり隨て之をして自由主義者の歡迎を受けしめたのである此契約説は民約を決して史實として主張するとなさずして、之を單に法規の決定を左右す可き主義觀念として見るのであるから、其の啓蒙主義の非歴史的要素を含蓄して居るは明白である。又此説は分子本位個人本位を採用し個人の意思に國家を從へ即ち *Volonte de tous ~ Volonte général* とを混同するのである。又國家を以て「偶生物」とし人民は之を任意に組織したるが如く、隨意に之を解體し得るものとする。カントは其の「法學の心理的起源」に於て尙此思想の範圍を逸脱せず、却つて此思想に再興の根據を與へた。フイヒテも亦其

著「自然的原理」に於て斯説を採用して居る。彼は親權を産婆との契約に基かして曰く『若し産婆が自分の親に自分に對するの權利を追戻すると云ふ契約をなさざりしならば又産婆にして主として契約に従ひ自分の親に代て行爲をなすに非ざりせば其の最初の實行と共に産婆の權利は自分の權利となつたであらう併し彼等は自分の親である』と、而して自由主義は又此説を採用する、これは全く民約説によれば其の改良によると將た又革命によるとを問はず人民が自由に憲法の更改をなし得るからである。

之に反してカントとフイヒテとは從來の契約論者と根本に異なつて居つた點がある、即ち啓蒙主義はすべてのもの、幸福と各人の安寧とを何らかの形に於て實現し又要求するを以て、國家の目的としたのであるが、カントは倫理上に於けるが如く是に於ても亦極めて嚴酷で幸福説を非とし、國家の目的より幸福を削除して、國家を以て正義を實現せるものと考へた、彼の國家は法治國であつた

法律國であつた。カント曰く『汝の意思の實行が他人の夫れを妨害せざる範圍に於て行動せよ』と。此點に於て彼は未だ個人主義主觀主義を脱せぬのである。彼の理想は理性法即總意思を國家に行はしめんとするにあるも、事實は唯經驗の總體と他の者の意思と各自の意思の發動との間に調節融和を計るに過ぎぬのであつた。フイヒテはカントの境界に満足することは出来なかつた、「封鎖商業國」に於て幾多國家の重要な社會的職分が示されて居る。而して又時勢の必要上國家の國民的基礎並に勢力を理會し國民教育の要求より國家を以て文化の擁護者と認むるに至つた。他方に於て中等階級の自由主義者は舊式の契約説に憧憬れて國家政基礎目的に關する學説の哲學的根據並に一層明細なる分析研究は全然忽緒に附せられた自然法は政治の現状に對し、政府の計畫に對する自由批判の根據となり、標準となつた。契約は人民主權に對する信賴の基礎となり人民の立法參與を正當なりとし、法治國は第一に民權を保護し萬民に法律上

の平等を與へなければならなかつたのである。更に斯説を一般に普及せしめたのはバーデンのロツテングにして一八一三年を以て初めて世に問はれたる彼の萬國史は世界史によつて自由主義の勝利を證明せんとしウエルカーとの合編になる政治辭典は常に『國家は契約に基き多衆の意思は唯一の裁決者なり』との説を唱へた。スワビアのウーランドが左の如く謳へる時斯の説は詩の如く優しく美しく装はれた。

噫契約よ、我邦にては  
法律はみな汝より出づ  
法律の神聖なる紐は  
國民と王室とを繋ぐ  
九重の輿に生れ給ひ  
宮庭の搖籃に生ひ立たせ給ふも  
君王としては誓約を結ばせ給ふ  
契約に御璽を捺し給ひて

是等南獨人は自由主義者の、俚耳に入り易き陳腐淺薄なる國家説を正當視し、個人的に之に心酔し

爲めに偶々苦惱せざるを得ざるの事情ありし爲め其の熱心の度は多々益々強め且つ高められた。彼等は口に唱ふる所を實踐躬行したのである。『自由と權利』とは彼等に取つては單なる言葉ではなく全人格を賭して國民の爲めに獲得せんとしたる財産であつた。

今や此説は一掃されて復た其の形影を認めない。歴史派は非歴史派に代り、有機説は器械説に代るに至つた。然しながら自然法の思想が全然排斥せられ、其の批判的脈管が絶たれたと云ふことは、尙ほ一の損失たるを失はぬ。慥かに永劫不易すべての時代に適用さるゝ自然法なるものはない、且つ又嚴正なる意味に於て決して法律とは云へまいが、眞理は其の中に含蓄されて居る。丹は絶えず變遷し國民生活の必要と共に轉變する所の『一層善なる法』の觀念である。此思想此觀念なくんば成法は固定し骨化し人類はまた其の法律的國家的生活條件に於て停滞不振の運命に陥る外はない。



既に述べたるが如く啓蒙の思想は平板無味且つ陳腐であるのみならず、佛蘭西革命の理論として國家を危うするの惡弊がある——最もロツテック、ウーランド、ウエルカーの如き何れも革命論者ではない又急劇論者でもないのである。かく平凡であり、陳腐であり、加ふるに革命的であるが故に極めて容易に歴史的觀念有機的觀念を打立てることが出来たのである。最も古へはノバリスの國家論がある。彼が弱冠の普國王及王妃に對する詩的頌辭は全く個人崇拜 *Personkultus* であつた、なれども、彼が王政に憧憬したるの事實も認めねばならぬ。國家は *Makroanthropos* 大人格である、『人類に取り最も緊切なる必要物は國家である』吾人は餘りに國家を輕視す『愛國の熱誠なかる可からず愛國の志士出でざる可からず』今や多數のものは却つて國家と敵對の地步に立てり』と絶叫したるは彼である。國民は理想である吾人は國民たらざる可からず』とはカント流に聞ゆるが其の裏面には『朦朧的個人主義』が潜んで居つた、

と考へた。何となれば彼——新教徒——に取りては宗教改革はすべての害惡の根原であり又すべての革命の發端であると考へられたからである。エルクハイムは彼の此矛盾を指摘して曰く

*Ewtas Mittelalter, etwas Gottes Guardem und ein Überfluss vom Polizeiwesheis*

彼は後年再びアダムミスターを棄て、ホツプスに歸つた。要之彼は『大なる才幹ではあるが特色のなきわが儘者である』とはこの獨逸政治新聞記者の先輩に對して吾々の到達す可き決論である。フリードリッヒシニレーゲルは彼と同様に朦朧を學び曾つて革命を辯護したる彼はメツテルニヒに使事し其の政策の爲めに筆を執つた。

此政治的ローマンチックに次いで起りしは歴史法學派にして、此派は自然法を排斥し法の歴史的起源を重視し、法も亦言語習俗の如く不知不識の間に構成せらるゝ民族精神の分派する所なりと唱へた。ザビテは此派の開祖たり。又ローマンチカトとしての大法學者たるアイヒホルンと共に口を揃

同じく朦朧派のフォンゲンツは『法の起源及び最高原則』なる書に於て、カントの立場より佛蘭西革命を熱心に辯護したが、又バークの著『佛國革命論』を獨譯し其の感化の下に彼の革命に對する態度は忽ち豹變した。フリードリッヒウイヘルム三世即位に際し、彼は上奏して出版の自由を要請した。併し彼が拿破崙攻撃に力めた英國心酔時代も臆て過ぎ去つた。彼は最近歐洲均勢史論に於てファイヒテに敢て譲らざるの雄辯を以て『強』と『純』と『善』とを絶叫したのである。併し彼は結局ファイヒテではない、スタインではなかつた。此二代とは全く相反し、庶民をすて庶民を猜疑し、特權を專擅せんとして貴族に趨つたのである。従つて彼がメツテルニヒに使事して自由主義の敵となり攻撃者となり又正統主義復古主義の辯護者となつたことは毫も怪しむに足らぬのである。彼は國民の代議政治に對する希望を排して舊制を推稱し國家を以て革命に對する唯一の防御者とし、カソリック教會を以て新教の主觀主義に對する防波堤

へて拿破崙大法典前に普國法を人工的專擅的の作物として屢々誤れる不當の批評を加へた。又彼は國家と人民とを以て共に消極的保守的のものたらしめんとし、従つてメツテルニヒの現状維持守成の政策を賛したのである。此點に於て彼は法學上のクラシカーたると共にまたローマンチカーである。此歴史法學派殊にアイヒホルンは獨逸の法制史研究に盡瘁し、獨逸人の國民的自覺を喚起する上に於て少なからざる効果を有したのである。狹義に於けるローマンチック國家説の、代表者はアダムミュラーである彼はアダムスミスを駁撃して、農業國として普魯西の状態を維持せんことに力めた彼の立場はフムボルトの夫とは雲泥霄壤の差がある。彼は其の著『政治要綱』に於て『國家を以て人事關係の總體が一の有機的全體に結合したものである』とした國家は生死の大綱の下に干連して居る、過去現在未來の人類の優等なる共同團體である、夫れは恒久永遠の存續を有し永久に動いて止まざる所有思想の世界である、肉體的的可

覺的生活は國家を推斷するには不充分である、國家の本性を認識せんが爲めに此すべての不可見のもの精神、道徳、心、人類思想上の活動を追求し既に國家より遠けられたる思想を闡明することは絶對に必要である、又た彼はパークの佛蘭西命革命に附加して曰く「國家は單に一個の工場にあらず農場にあらず保險機關にあらず又商會社でもない。國家は國民の物質的精神的財寶全部其の内部的外的生活全部の深く結合して造れる偉大なる精力を有し永久に活動する所の團體である」。ルードウイツヒ・フォン・ハツラーは民約の状態をすて、専ら上帝攝理の行はるゝ自然状態を標準とし基礎とした。此の自然的状態の下に行はるゝ自然法則は甚だ簡短である、即優者強者が支配し又支配す可きことは是である。而して彼は國家の基礎を力と權とに求めた。此權と力とを有する者は王公である、左れば王公の統治は神の定め、上帝の望まるゝ自然の秩序である。王公はフリードリヒ大王の云へるが如く國家の從僕にあらずして獨立

の主人である。國家は其の私有物である。國法は性質上私法と區別する可きものではない。若夫れ王公權力を濫用したる場合は如何。斯かる時の危険に備へたる憲法並に成文法又概して人爲的私設は之に對して何らの効力もない。唯宗教と道徳とによつて其の權力濫用を制し得可きものである。勿論自然状態に於ける強者は自助の思想を排斥し得るが、必要の場合に於て革命の思想を除外することは出来ぬ、唯々革命は甚稀有の事であつて其の實行は甚だ困難である又屢々不可能である、且つ一層多くの場合に於て夫れは甚だ賢明の處置ではない、詮ずる所斯かる場合に於ても臣下は唯上帝に依頼するの外はないのである。

### 德川初期に於ける日韓關係(其二)

小澤 愛國

日韓外交は今や益々佳境に入らんとす。慶長十二年即ち明の萬曆三十五年春朝鮮王李昭は去年の

回答使として正使呂佑吉、副使慶遠從事丁好寛以下二百七十餘人を送るに至れり、慶長十二年の信使即ち是也。

十二年正月三使先づ對馬に來り彼國禮曹よりの書を對馬守に渡す。暫く此地に留り御禮の儀式を相談し國書を改作し、進物を増し、別副を書き改め三月廿二日義智並に柳川豊前守景直調信、蘇長老等三使を同道して對馬を發し四月廿一日京に着し大德寺に館す。閏四月六日又京を出て、關東に向ふ、時に家康老して既に駿府に在り曰く此度は兼ねて仰付けし如く秀忠への御禮なれば先づ直に江戸に參向し歸路駿府へ立寄るべしと、依て信使先づ江戸に向ふ、幕府公領の代官に命じて饗應を掌らしめ、沿道の大名に課して鞍馬二百疋駄馬二百疋人夫三百餘人を出して一行を助けしむ、二十四日江戸に着し本誓寺に館す。五月六日江戸城に於て將軍秀忠に謁し其國書及び土宜數品を獻す、此時彼より我に贈りし國書は續善隣國寶記、外蕃通書、外國通信志等に見ゆ是れ即ち對馬の改作にかゝる

ものにして幕府本にあるもの是也。

朝鮮國王 李 昭

殿下

奉書

交隣有道、自古而然、二百年來、海波不揚、何莫非天朝之賜、而敵邦亦何負於

貴國也哉、壬辰之變、無故動兵、構禍極慘、而及先王丘墓、敵邦君臣、痛心切骨、義不與貴國共載、天六七年來、馬島雖以知事爲請、實敵邦所耻、承聞今者、

貴國政前代之非、行舊交之道、苟如斯、則豈非兩國生靈之福也故馳使價、以爲和好之驗、不腆土宜、具載別幅、統希盛亮

萬曆三十五年正月

朝鮮國王 李 昭

而して左に擧げしものは彼の眞に贈りしものにして對馬傳寫本にあるもの即ち是也。

朝鮮國王 李 昭

殿下

奉復

交隣有道、自古而然、二百年來、海波不揚、何莫非天朝之賜、而敵邦亦何負於

貴國也哉、壬辰之變、無故動兵、構禍極慘、而及先王丘墓、敵邦君臣、痛心切骨、義不與貴國共載、天六七年來、馬島雖以知事爲請、實敵邦所耻、

貴國政前代之非、行舊交之道、苟如斯、則豈非兩國生靈之福也故馳使價、以爲和好之驗、不腆土宜、具載別幅、統希盛亮